

# 児童福祉施設等における業務継続計画 (認定こども園みやその幼稚園)

法人名	学校法人わかば学園	代表者名	理事長 竹川 富子
施設名 (施設類型)	みやその幼稚園 (認定こども園)	管理者名	藤澤 純子
所在地	千葉県流山市宮園 2-8-11	電話番号	04-7159-2954
作成日	令和5年4月1日	改訂日	令和8年3月10日

I	総則	1
1	想定するリスク	1
2	策定の目的	1
3	本計画の位置づけ	1
4	本計画の目標	1
5	本BCPの主管部門（主任担当者等）	1
II	事前対策	2
1	感染症・自然災害共通事項	2
	（1）地域との連携の推進	2
	（2）防災組織の体制構築	2
	（3）職員の安否確認	3
	（4）人員確保	4
	（5）保護者との連携	4
	（6）関係各所との連携・情報収集	4
	（7）入退館管理	5
2	感染症に係る事前の対策	6
	（1）優先的に実施する業務	6
	（2）備品の確保	6
	（3）感染者発生時等のためのゾーニングの検討	6
	（4）職員の体調管理	6
	（5）施設利用者の体調管理、入退館管理	6
3	自然災害の事前対策	6
	（1）非常時に優先的に実施する業務	6
	（2）施設のリスク	7
	①立地条件	7
	②避難場所、避難経路	7
	③避難誘導	7
	④ライフラインの対応策	7
	⑤備蓄品	7
	⑥非常用の持ち出し品・重要書類	7
III	BCP発動時の対策	8
1	感染症にBCP発動時の対策	8
	（1）感染症発生時の事前対策	8

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時 .....	8
(3) 感染の可能性が高い者の発生時 .....	8
(4) 感染者発生時 .....	8
(5) 通常業務の再開 .....	8
(6) 不足する職員の支援対策の実施 .....	8
(7) 人的応援と受け入れ .....	9
2 災害発生時の対応 .....	9
(1) 地震・火災 .....	9
①発災時の時間経過別の対応 .....	9
(2) 大型台風・竜巻・大雨・大雪 .....	10
①事前の対策 .....	10
(3) Jアラート発令 .....	10
(4) AED .....	10
(5) トイレ .....	10
(6) 給食 .....	10
IV BCPの検証 .....	11
1 BCPの検証 .....	11

## I 総則

### 1 想定するリスク

- ・ 事前災害ハザードマップ参照（流山市）
- ・ 感染症マニュアル参照

### 2 策定の目的

施設の職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整える

### 3 本計画の位置づけ

消防計画、災害対応マニュアル、避難確保計画、危機管理マニュアル参照

### 4 本計画の目標

- ① 利用する子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

### 5 本BCPの主管部門（主任担当者等）

主任担当者

## II 事前対策

このIIでいう「事前対策」は、感染症の拡大時や災害の発生に先立って平時より実施すべき対策となります。

### 1 感染症・自然災害共通事項

#### (1) 地域との連携の推進

避難場所を記載する

集結場所：宮園1号公園

広域場所：思井福社会館（浸水想定区域のため、洪水の恐れがある場合は閉鎖）

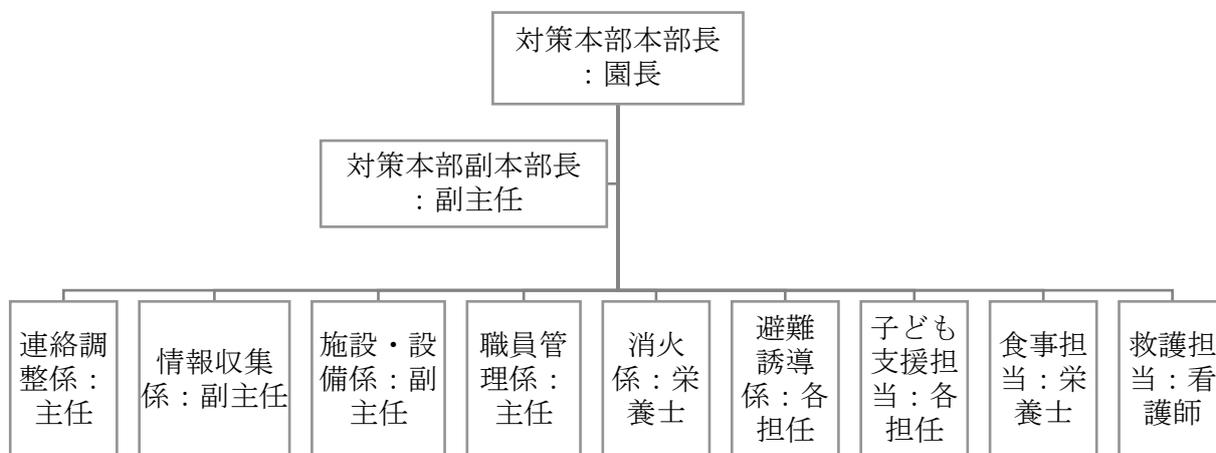
指定避難場所：思井福社会館、八木南小学校

台風・竜巻・大雪は警戒レベル3でお迎えを依頼。

河川の氾濫予想でお迎えを依頼。冠水して避難出来ない場合は保育園舎2階で待機する。

Jアラートでは、保育園舎1階へ避難、窓から離れカーテンを閉める。

#### (2) 防災組織の体制構築



組織	役割	担当者/ 部署名	代行 (担当者不在 時の代行)
対策本部 本部長	全体を総括する	園長	主任
対策本部 副本部長	事業全般に関する指揮 関係機関への協力要請	主任	副主任
連絡調整係	各施設や関係各所との連絡調整	主任	主任
情報収集係	感染症発生・被災状況等に関する情 報収集を担当する	副主任	主任
施設・設備係	施設・設備の状況確認 施設の被災状況の把握 備蓄品の確認・補充・分配	副主任	主任
職員管理係	職員の安否確認・健康状態の確認 職員の参集状況の把握 職員のローテーション管理 ボランティア対応	主任	副主任
消火係	初期消火の実施	栄養士	調理員
避難誘導係	利用する子どもや職員等の避難誘 導	各担任	保育補助
利用する子 ども担当	利用する子どもの安全確保 利用する子どもの生活の維持	各担任	保育補助
食事担当	食材の確保 非常時の食事の作成 感染症対応の食事の作成	栄養士	調理員
救護担当	利用する子どもの健康状態把握・投 薬 感染予防 負傷者の処置	看護師	各担任

### (3) 職員の安否確認

<p>コドモンアプリ</p> <p>職員緊急連絡簿</p>
-------------------------------

(4) 人員確保

職員緊急連絡網を園から近い職員順に作成する

(5) 保護者との連携

入園時、保護者へコドモンアプリへ登録依頼する

(6) 関係各所との連携・情報収集

連絡先一覧

		連絡先	担当者	電話番号	その他の連絡手段
行政		流山市役所		04-7158-1111	
		流山市保育課		04-7150-6124	
		流山市こども未来課		04-7150-6082	
		千葉県児童家庭課		04-3223-2323	子どもそれぞれの連絡先
		松戸保健所		047-361-2139	
		流山消防署		04-7158-0119	
		流山警察署		04+-7159-0110	
医療		徳重小児科		04-7158-8660	
		中村歯科クリニック		04-7159-8182	
		千葉愛友会記念病院		04-7059-1011	
利用する子ども関連	児童の通学する学校	八木南小学校		04-7158-1142	
		鱒ヶ崎小学校		04-7158-5911	
		八木中学校		04-7159-7461	
		児童の保護者等			それぞれの連絡方法
協力業者		関紙業（ごみ）		04-7197-5351	
		山商設備（水道）		04-7144-8151	
		三保電気		04-7158-1713	
		高橋工務店（建具）		04-7159-3461	

	京和ガス（保育園舎エアコン）	白川	080-1989-2566	
	日産自動車（園バス）	上野	090-8586-4554	
	東興防災		043-253-1473	
その他				

### 情報収集先一覧

	連絡先	URL
気象	気象庁 防災情報	<a href="https://www.jma.go.jp/jma/index.html">https://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>
防災情報	内閣府 防災情報のページ	<a href="http://www.bousai.go.jp/">http://www.bousai.go.jp/</a>
	千葉県 防災情報のページ	<a href="http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp">http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp</a>
自治体	流山市	<a href="http://www.city.nagareyama.chiba.jp">http://www.city.nagareyama.chiba.jp</a>
	千葉県	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp">http://www.pref.chiba.lg.jp</a>
	松戸保健所	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-matsudo">http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-matsudo</a>
ライフライン	流山下水道局	04-7059-9106

### (7) 入退館管理

コドモンアプリ、出席簿
-------------

## 2 感染症に係る事前の対策

### (1) 優先的に実施する業務

感染症ガイドライン参照

### (2) 備品の確保

備蓄品一覧で管理する

### (3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討

空室を待機部屋として使用したり、事務室等の一部のスペースを区切って使用するなど他の利用者との接触を避けるようにゾーニングを実施する

### (4) 職員の体調管理

職員体調チェックシートを使用する（感染症拡大時）

### (5) 施設利用者の体調管理、入退館管理

コドモン連絡帳にて体温、体調を入力してもらう

## 3 自然災害の事前対策

### (1) 非常時に優先的に実施する業務

利用する園児や職員の安全確保

利用する園児の生命維持（給食、食事介護）

情報収集、共有、連絡調整

## (2) 施設のリスク

### ①立地条件

地番・地形・・・明治期水田だったため、やや揺れやすい。液状化しづらい  
河川との距離・・・坂川から 300m  
災害危険区域・・・坂川浸水想定区域内 3～5m、浸水継続時間 1 週間

### ②避難場所、避難経路

集結場所：宮園 1 号公園  
広域場所：思井福祉会館（浸水想定区域のため、洪水の恐れがある場合は閉鎖）  
指定避難場所：思井福祉会館、八木南小学校  
避難経路は施設の立地条件表を参照。

### ③避難誘導

避難車、ベビーカーを使用

### ⑤ ライフラインの対応策

電気・ガス・水道の使用有無確認。ガスコンロ使用し、食事提供。非常用トイレ、懐中電灯準備、携帯電話、タブレット充電確認。

### ⑥ 備蓄品

備蓄品一覧参照

### ⑦ 非常用の持ち出し品・重要書類

出勤簿、緊急連絡簿、携帯電話  
ウェットティッシュ、ビニール、手袋、容器、アルミホイル  
備蓄品、清潔用品、日用品、笛

### Ⅲ B C P 発動時の対策

#### 1 感染症に B C P 発動時の対策

##### (1) 感染症発生時の事前対策

マスク、手洗い、消毒

##### (2) 感染が疑われる症状がある者の発生時

園児のゾーニングを実施し、体調の変化に注意し消毒、清掃を行う

##### (3) 感染の可能性が高い者の発生時

園児のゾーニングを実施し、お迎えの要請をする

##### (4) 感染者発生時

施設長への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関や保健所へ連絡相談する。  
接触したものを特定し、当該感染者の行動を把握するための調査を行う。  
利用したスペースやおもちゃの消毒、清掃を行い、消毒が終了するまで立ち入り禁止とする。業務継続のための対策を開始する。

##### (5) 通常業務の再開

保健所と行政の指示に従う。施設内での感染者や感染の可能性の高い者等が減少した場合、少しずつ通常業務を再開し、一定継続可能となった場合には B C P に基づいた業務継続のための対策を終了する。

##### (6) 不足する職員の支援対策の実施

施設内での勤務調整、法人内での人員確保、その内容及び職員が不足する状況となったときには検討した不足職員の支援対策を実施する

## (7) 人的応援と受け入れ

感染症拡大時の外部からの人的応援や実習生の受け入れについて、職員の不足の状況と受け入れた場合のリスク等を考慮して受け入れを判断すること。受け入れる場合の体調管理の方法や対応する

## 2 災害発生時の対応

### (1) 地震・火災

#### ①発災時の時間経過別の対応

BCP で想定した規模程度の地震が発生したら、業務継続のための体制を開始します。

#### I、災害発生

初動対応：防災組織の立ち上げ

事業を通常とおり継続できるという判断ができる場合は、通常業務を継続します。

※保育所の場合、臨時休園等の最終的な判断は保育の実施主体である市区長村が行います。

必要な場合は後片付けをして業務を継続します。

#### II、発生直後に実施すること

- ・安否確認、声掛け：子どもの不安の解消に努める
- ・負傷者の救護、応急措置：必要な場合は、医療機関へ連絡し搬送する
- ・初期消火

#### III、発生～半日程度に実施すること

- ・通信手段の確保
- ・行政や関連各所への連絡
- ・職員の安否確認と職員の収集、参集（職員の状況によって参集時間は異なる）
- ・防災組織の再整備：参集職員の状況により再整備を図る
- ・利用する子どもの安否確認の集約
- ・施設建物・設備の安全確認：施設内の危険箇所を特定しその箇所には立ち入らないようにします。被害がない箇所で必要な場所へアクセスする経路も含めて安全を確保できる場所を、安全ゾーンとして施設内の避難・待機場所とします。
- ・業務を通常通り継続できるかの判断※保育所の場合、臨時休園等の最終的な判断は保育の主体である市区町村が行います。
- ・避難の必要性の検討（避難時は通電火災防止のためブレーカーを切る）

## (2) 大型台風・竜巻・大雨・大雪

### ①事前の対策

気象情報などから情報を入手し災害発生の可能性や避難の必要性を検討することを記載します。また、行政の気象情報を確認し、避難のタイミング等を事前に検討し建物内に水が入ってくるのを防ぐため、「土のう」「水のう」を用意する。

大型台風や大雨や大雪の予想ができる場合は、休園を市と協議する。(1号認定児は園の判断で休園する) 警報レベル3以上の場合は、一斉メールにて保護者へ迎えの依頼をする。保護者の帰宅困難等より迎えが来ない園児は、迎えが来るまで園で待機する。

### ②発災時の時間経過別の対応

参考資料9 参照

## (3) Jアラート発令

### ①対応

- (ア) 保育室で保育中の場合は保育室中央部へ避難し、窓カーテンを閉め、窓から離れた位置で低い姿勢となり、頭を抱えて防御姿勢をとる。
- (イ) 園で保育中の場合は速やかに保育室に入り(ア)と同じ行動をとる。
- (ウ) 園外保育(散歩)中の場合は近くの頑丈な建物の中に避難する。
- (エ) 園外保育(散歩)中で近くに建物がない場合は、物陰に隠れるか地面に伏せて頭を抱える防御姿勢をとる。
- (オ) 上記、(ウ)(エ)については、安全を確認したら速やかに園に電話し状況を伝える。

## (4) AED

- (1) 心肺が停止した園児及び保護者又は職員を発見した者は、速やかに心肺蘇生開始し、近くの職員に119番通報とAED(保育園舎玄関)を借りてくることを指示する。発見した職員は、AED到着まで心臓マッサージを休みなく行う。
- (2) AEDが到着したら、機械アナウンスの指示に従って救命活動を行う。なお、一人では行わず、必ず2人以上で行う。

(3) 救急車が到着するまで心臓マッサージをする。

(5) トイレ

(ア) 地震・大雨・洪水の場合は、排水管の破損・逆流等が予想されるため、市と連絡を取り、洪水状況を確認してから使用する。

(イ) 断水の場合は、使用するトイレを限定し、小便は数回分にまとめて流し、大便はバケツ一杯分の水で流す。その際トイレットペーパーは流さずビニール袋等に入れて捨てる。

(ウ) 大きな地震の後など断水の可能性がある場合は、沐浴槽やバケツ、空のペットボトルなどに水を溜めておく。

(6) 給食

(ア) 管理栄養士に、給食やおやつの提供状況を確認する（食材の在庫状況、今後の納品状況）

(イ) 非常食の備蓄管理を定期的に行い、必要に応じて補充するなど備えておく。

#### IV BCPの検証

##### 1 BCPの検証

- ・毎月の避難訓練時に問題点があった場合は改善する。
- ・感染症発生時についても連携や共有に問題点があった場合は改善する。
- ・職員は常に非常用笛、手当用ウェットティッシュや緊急用簡易トイレを常備する。
- ・BCP研修を行う。